

○スポンサー花壇事業実施要綱

平成31年2月26日要綱第7号

改正

令和3年3月24日要綱第27号

スポンサー花壇事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小田原市緑の基本計画に基づき市民や企業等との協働によるみどりのまちづくり推進の一環として実施するスポンサー花壇事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポンサー花壇事業 市が、対象区域内にある花壇の設置及び維持管理に協賛する団体又は個人（以下「スポンサー」という。）を募る事業をいう。

(2) 花壇 スタンディング花かざり（自立式の花籠をいう。）を設置した場所をいう。

(対象区域)

第3条 スポンサー花壇事業の対象区域は、小田原駅東口ペDESTリアンデッキとする。

(協賛)

第4条 協賛金の額は、花壇1基当たり1口につき年額3万円とする。ただし、10月1日以後に協賛を開始する場合は、その半額とする。

2 協賛の期間は、次条第2項の規定による承認があった日（以下「協賛開始日」という。）からその年度の3月31日までとする。

3 複数年度にわたり協賛を希望する場合にあっては、年度ごとに手続を行うものとする。

4 既納の協賛金は、返還しないものとする。

(協賛手続)

第5条 スポンサー花壇事業に協賛するものは、協賛申出書（様式第1号）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出書の内容を審査し、申出が適当と認めるときは、協賛金の納付書を発行するものとする。

3 市長は、協賛金の納入を確認したときは、協賛金受領書（様式第2号）により通知する。

4 スポンサーは、自己の都合により協賛を中止する旨を書面にて申し出ることができる。

(スポンサープレートの設置)

第6条 市長は、協賛金の納入を確認したときは、花壇にスポンサーの名称等を記したプレート（以下「スポンサープレート」という。）を協賛の期間中設置するものとする。

2 市長は、前条第4項の規定による申出があったとき、又は次条に該当したときは、スポンサープレートを取り外すものとする。

(申出者の制限)

第7条 第5条第1項の規定による申出をした者（以下「申出者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、スポンサーとなることができない。

(1) 政治的又は宗教的な活動を主たる目的とする団体であるとき。

(2) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及び同項第3号に規定する暴力団員であるとき。

(3) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けているとき。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに類する営業に係る団体及び個人であるとき。

(5) 法律に定めのない医業類似行為に係る団体及び個人であるとき。

(6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係る団体及び個人である

とき。

(7) その他市長が適当でないと認める団体及び個人であるとき。

2 市長は、申出者がスポンサーになった後に前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第5条第2項の規定による承認を取り消すものとする。

(申出者の優先取扱)

第8条 市長は、申出者が次のいずれかに該当する場合は、当該申出者を他の申出者に優先してスポンサーとすることができる。

(1) 前年度に引き続きスポンサーとなるとき。

(2) 小田原市ふるさとみどり基金に寄附をしているとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スポンサー花壇事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日要綱第27号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

協 賛 申 出 書

小 田 原 市 長 様

裏面記載の確認事項及びスポンサー花壇事業実施要綱の規定を了承し、スポンサー花壇事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

企業・団体名又は 個人名	
担当部署及び担当者名	
連絡先 (住所・電話番号)	住所 〒 連絡先 Tel fax
協賛する花壇の場所及び種類	小田原駅東口駅前広場ペDESTリアンデッキ スタンディング花かざり
協賛金額	円 ( 口)
協賛年度	年度
スポンサープレートに記載する名称等	
その他	

(裏面)

## スポンサー花壇事業への協賛に係る確認事項

(協賛内容)

- 1 スポンサーは、スポンサー花壇事業に対し1年につき1口3万円を小田原市に納入していただきます。

(花壇)

- 2 花壇は、対象区域に設置してある花壇とします。なお、協賛した花壇は、管理上の理由などで、設置位置を変更する場合があります。

(花壇等の維持管理)

- 3 小田原市は、花壇の維持管理について責任を負います。

(スポンサープレート)

- 4 小田原市は、スポンサーの名称等を記したプレートを協賛期間中花壇に設置します。

(協賛期間)

- 5 協賛期間は、協賛開始日から協賛をする年度の3月31日までとします。

(協賛の中止)

- 6 次のいずれかに該当するときは、協賛の承認を取り消すものとします。この場合において、既納の協賛金は還付しません。

(1) スポンサーが協賛を中止する旨を申し出たとき。

(2) スポンサーが協賛企業・団体・個人としてふさわしくないと認められるとき。

(その他)

- 7 疑義のある事項又は定めのない事項については、協議の上、決定します。

